

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 28. 4. 27 第 190 回国会第 4 号

4 月 27 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 平成 28 年熊本地震により亡くなられた方々に対し、黙祷をささげました。

2 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 44 号）

消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第 45 号）

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、松本内閣府副大臣、鈴木経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

中 根 康 浩君（民進）

- ・河野国務大臣は 6 つの担当を兼任しているが、防災担当大臣として熊本地震の対応に専念した結果、本委員会の法案審査等への影響があったのではないかと思います。河野国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者契約法改正案において、過量な内容の消費者契約の取消権の適用対象は、単に「消費者」とあるが、「合理的な判断をすることができない事情がある消費者は」と明記すべきではなかったか。
- ・消費者契約法改正案において、消費者の不作为をもって意思表示をしたものとみなす条項が、同法案第 10 条の「消費者の利益を一方的に害する条項」の例示として追加されることとなった経緯について伺いたい。

水 戸 将 史君（民進）

- ・高齢化の進展に伴って高齢者の訪問販売や電話勧誘販売の被害が増加している状況について、現状をどう分析しているのか、特定商取引法改正案によりこの件についてどのように効果を上げると消費者庁は考えているのか。
- ・平成 28 年 4 月からの電力自由化に伴い、事業者が電源表示を行うことについて、経済産業省は表示が望ましいとしているが、消費者の選択に資するため、消費者の立場からは表示を義務化すべきではないか。
- ・全国消費生活情報ネットワークシステムに登録された情報について、消費者委員会特定商取引法専門調査会では、新たに立法するに当たっての根拠として不十分ではないかとの意見も出され、さらに精査が必要とされたと聞かすが、消費者庁の見解を伺いたい。

田 島 一 成君（民進）

- ・地方消費者行政推進交付金は、全国の消費生活相談窓口の機能強化に一定の役割を果たしているところであるが、同交付金について、平成 28 年度と昨年度との違いなどについて、河野国務大臣の認識を伺いたい。
- ・消費者契約法改正案により、同法に基づく取消権の行使期間は伸長されたものの、民法で定める取消権の行使期間よりもかなり短いのではないか。民法の行使期間に近づけるべきだと思うが、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・消費者契約法改正案により、過量な内容の消費者契約の取消しが可能となったことは、どの程度、高齢者層における消費者被害の防止に寄与すると消費者庁は考えているのか。

井 坂 信 彦君（民進）

- ・平成 20 年の特定商取引法改正により、訪問販売において再勧誘禁止が導入されたが、相談件数の増加状況を踏まえると、その効果は不十分と思われる。更なる法改正が必要と考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・特定商取引法の執行件数において都道府県間の格差がみられ、2 府 18 県においては 3 年間での実績が 1 件もない。こうした状況についての消費者庁の認識及び地域間の執行件数の格差是正に向けた消費者庁の対策について伺いたい。
- ・消費者契約法における「消費者」の定義には個人事業主は含まれないが、個人事業主であっても、取引に関して情報の非対称性が生じた場合には、消費者として保護する必要があるのではないか。